

「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1 趣 旨

職員の給与については、民間従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の方法を採用しているほか、国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り定められている。

本年における特別区人事委員会勧告を受け、特別給（期末手当）の支給月数の改定を行う。

2 改正内容

特別給（期末手当）の年間支給月数の改定

特別給の支給月数を 0. 0 5 月引き下げる。

会計年度任用職員の支給月数

		現行	令和 2 年度	令和 3 年度から
期末 手当	6 月	1. 15 月	1. 15 月	1. 125 月
	12 月	1. 20 月	1. 15 月	1. 175 月
	3 月	0. 25 月	0. 25 月	0. 25 月
計		2. 60 月	2. 55 月	2. 55 月

※ 2 年度

12 月期末手当の支給月数 1. 20 月を 1. 15 月に改定。

※ 3 年度から

6 月期末手当の支給月数 1. 15 月を 1. 125 月へ、12 月期末手当の支給月数 1. 20 月を 1. 175 月に改定。

3 施行期日

2 年度 公布の日（公布の日から実施）

3 年度 令和 3 年 4 月 1 日

新旧対照表

○会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(期末手当) 第16条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、第4条および第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>	<p>(期末手当) 第16条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、第4条および第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の115</u>、12月に支給する場合には<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当) 第16条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、第4条および第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>	<p>(期末手当) 第16条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、第4条および第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p>付 則 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>	